被扶養者認定必要書類一覧表

提出書類＼続柄	配偶者						子・孫							父・母			その他					
	収入なし				収入あり		18歳未満	18歳以上						収入なし	収入あり		収入なし				収入あり	
		雇用保険						学生	収入なし				収入あり					雇用保険				
										雇用保険												
		受給予定	受給しない	受給終了		年金受給中				受給予定	受給しない	受給終了		収入なし		年金受給中		受給予定	受給しない	受給終了		年金受給中
世帯全員の住民票（続柄記載）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住民税の課税又は非課税証明書	○					○		○	○					○		○	○					○
雇用保険被保険者離職票1・2		○	○							○	○							○	○			
雇用保険受給期間延長通知書（出産等の場合）		△																△				
雇用保険受給資格者証（「支給終了」と記載のあるもの）				○								○								○		
収入証明書（勤務先発行・直近6か月の給与等の記載のあるもの）雇用契約書（写）					○								○		○						○	
退職証明書（勤務先が雇用保険非加入の場合のみ）・雇用保険非加入証明書			△								△								△			
在学証明書								○														
年金額改定通知書・年金見込額照会回答票（年金申請中の場合）						○										○						○

備考

扶養状況に応じて、上記以外の次の証明書類等の提出を依頼する場合があります。

1）夫婦共同扶養の場合は、夫婦双方の源泉徴収票（写）

2）別居の場合は、被保険者との生計維持関係及び続柄を証する書類　（配偶者・学生である子の場合は不要）

・直近3か月の銀行振込通知書・郵便振込通知書（写）

（毎月の仕送りの証明として、振込元(秘書氏名)、振込先(生計維持を受ける者の氏名)、払込金額が明示されていることが必要）

・生計維持を受ける者の世帯全員の住民票

・戸籍謄本

3）個人事業収入・不動産収入のある場合は、収支内訳書（写）を含む確定申告書（写）

4）個人事業廃業の場合は、個人事業の廃業に関する公的機関等への届出書類（写）（要公的機関等受理印）

5）外国人の方は、登録原票記載事項証明書（記載内容によっては外国人登録証（両面）の（写）も可）

6）障害者の方は、身体障害者手帳（写）